

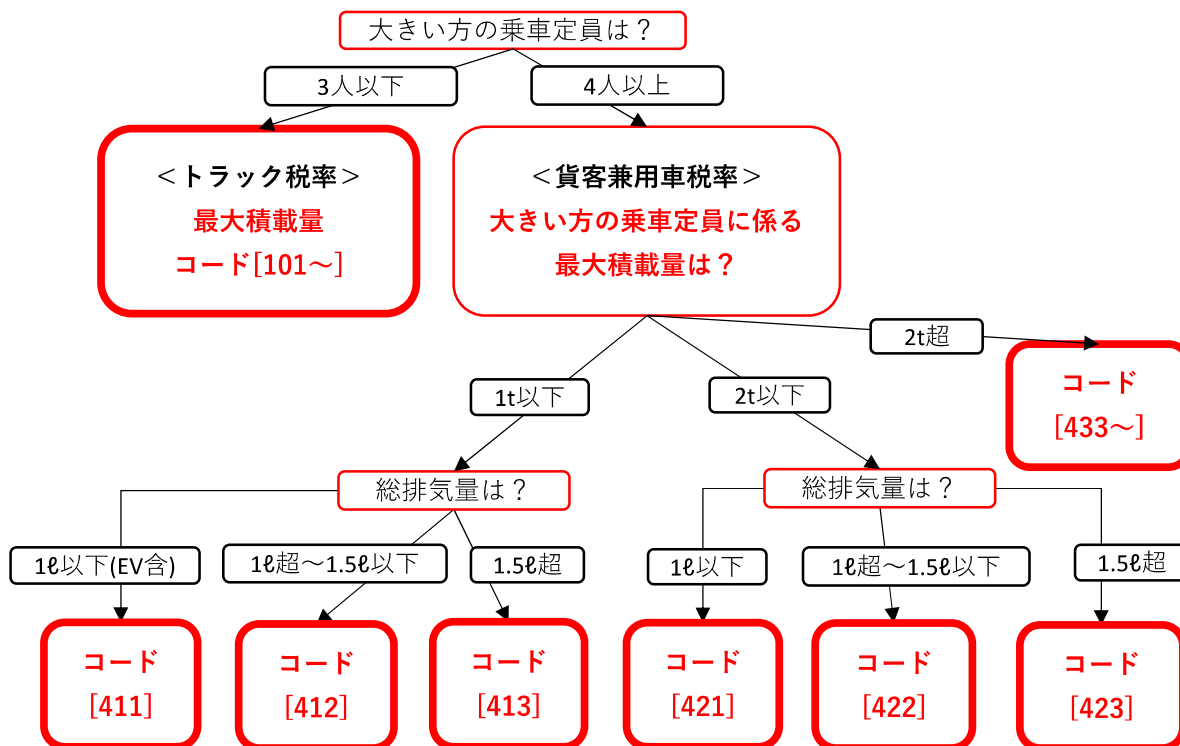
Q1. トラックの税率はどのように判断するのですか？

A1. 乗車定員と最大積載量、総排気量(貨客兼用車のみ)で決定されます。

※自家用・営業用で税率が変わります。

※初度登録や環境性能等に応じて重課や軽課になる場合があります。

(例)：定員2(5)人、最大積載量750(500)kg、総排気量1.49ℓと車検証に記載があるとき  
自家用標準税率では税率コード[B412]の税率になります。



つまり、自家用標準税率では税率コード[B412]の税率になります。

Q2. 8ナンバー(特種用途車)の税率はどのように判断するのですか？

A2. 「キャンピング車」、「4種類の例外トレーラー」及び「その他の車両」の3区分があります。

※自家用・営業用で税率が変わります。

※初度登録や環境性能等に応じて重課や軽課になる場合があります。

①キャンピング車

総排気量に応じて税率が決定されます。(税率コード[810~819])

②4種類の例外トレーラー⇒**8ナンバー税率を適用しない**

「ボートトレーラー」「キャンピングトレーラー」「スノーモービルトレーラー」「オートバイトレーラー」の4種類の例外トレーラーについては、例外的に8ナンバー税率ではなくトレーラー税率(税率コード[007~])を適用し、「自動車の種別」及び「最大積載量」に応じて税率が決定されます。

③その他の車両(②以外の8ナンバートレーラーを含む)

車検証に記載された「自動車の種別」(普通・小型)によって税率が決定されます。

なお、冷蔵冷凍車等、最大積載量の記載がある車両であっても、栃木県で登録を行う場合は「自動車の種別」のみによって税率が決定されます。(税率コード[801・802])